

# 香川高等専門学校支援基金管理運営規程

令和3年4月1日制定

## (趣旨)

第1条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）の設置する基金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び独立行政法人国立高等専門学校修学支援事業基金規則に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

## (設置)

第2条 本校に、香川高等専門学校支援基金（以下「基金」という。）を置く。

## (目的)

第3条 基金は、本校の使命である「豊かな人間性を有し、創造力に富む実践的な技術者の育成」及び「地域における知の拠点としての社会貢献」を果たすべく、教育基盤の強化、教育内容の充実及び学生支援等を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 基金は、第3条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- 一 学生教育研究活動助成事業
  - 二 学生修学支援事業
  - 三 教育研究推進支援事業
  - 四 教育研究環境整備支援事業
  - 五 国際交流支援事業
  - 六 課外活動支援事業
- 2 学生教育研究活動助成事業は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。
- 一 国内外の学会等の研究発表会において発表する学生への奨励のための助成事業
  - 二 独立行政法人国立高等専門学校機構または本校が主催する国際交流行事へ、学校を代表して参加する学生への奨励のための助成事業
  - 三 本校と学術交流協定を締結する海外の大学等へ派遣される学生への奨励のための助成事業
  - 四 香川大学との連携教育プログラム(イノベーション創造型連携教育プログラム)入学者で、学業成績が特に優秀と認められる学生への奨学金の給付
  - 五 その他校長が必要と認める教育研究事業へ参加する学生への奨励のための助成事業
- 3 学生修学支援事業は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。
- 一 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るもの
  - 二 学資を貸与し、又は給付するもの
  - 三 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担するもの
- 4 教育研究推進支援事業は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。

- 一 学生の教育に資する教育資材、実習・実験機器等を整備する事業
  - 二 1人又は複数の教員が共同して行う独創的・先駆的な学術研究を支援する事業
  - 三 複数の教員が共用する研究設備を整備する事業
  - 四 その他校長が必要と認める本校の教育研究を推進する事業
- 5 教育研究環境整備支援事業は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。
- 一 より良い教育研究環境の整備及び校内美化に関する事業
  - 二 その他校長が必要と認める本校の施設環境を整備する事業
- 6 国際交流支援事業は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。
- 一 国内外で本校が主催又は共催する国際学会、国際交流行事の開催を支援する事業
  - 二 本校の国際化を推進する留学生交流事業等の開催を支援する事業
  - 三 その他校長が必要と認める本校の国際交流を推進する事業
- 7 課外活動支援事業は、次の各号に掲げる事業の用に供するものとする。
- 一 より良い課外活動環境の整備に関する事業
  - 二 その他校長が必要と認める本校の課外活動を支援する事業

(事業対象)

第5条 前条に掲げる事業の対象は、本校教職員及び学生とする。

(基金の運営)

第6条 基金が行う事業は、基金あての寄附金及び寄附金の果実をもって充てる。

第7条 基金に、管理運営に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、香川高等専門学校支援基金管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 一 寄附金の受入れに関する事
  - 二 基金の事業計画に関する事
  - 三 基金の予算及び決算に関する事
  - 四 寄附者への謝意の表明に関する事
  - 五 その他基金の管理運営に関する事
- 2 委員会は、次の者をもって組織する。
- 一 校長
  - 二 副校長
  - 三 各主事
  - 四 各専攻長
  - 五 各学科長
  - 六 国際交流室長
  - 七 事務部長
  - 八 その他校長が必要と認めた者
- 3 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要に応じて学外の有識者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

6 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(基金の受入れ及び経理)

第8条 基金の受入れ及び経理は、本校の会計諸規則、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構学校創立記念等事業寄附金取扱要領（平成23年1月4日制定）に基づく定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(事務)

第9条 基金に関する事務は、総務課において処理する。ただし、第8条に係る経理事務は、管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。